

## 令和6年第2回砂川市議会臨時会

令和6年4月12日（金曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告  
開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第 1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について  
閉会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
辻 勲議員  
水島美喜子議員  
議事日程報告
- 日程第 2 会期の決定  
自 4月12日  
至 4月12日 1日間
- 日程第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 日程第 4 議案第 3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5 議案第 2号 財産の取得について
- 日程第 6 議案第 1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

### ○出席議員（13名）

議 長	多比良 和 伸 君	副議長	小 黒 弘 君
議 員	是 枝 貴 裕 君	議 員	石 田 健 太 君
	伊 藤 俊 喜 君		山 下 克 己 君
	高 田 浩 子 君		鈴 木 伸 之 君
	中 道 博 武 君		水 島 美 喜 子 君
	沢 田 広 志 君		武 田 真 君

辻 勲 君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂 川 市 長	飯 澤 明 彦
砂川市教育委員会教育長	高 橋 豊
砂 川 市 監 査 委 員	中 村 一 久
砂川市選挙管理委員会委員長	千 葉 美 由 紀
砂川市農業委員会会長	関 尾 一 史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	井 上 守
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長 兼会計管理者	板 垣 喬 博
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	堀 田 一 茂
保健福祉部長	安 田 貢
経済部長	野 田 勉
経済部審議監	畠 山 秀 樹
建設部長	斉 藤 隆 史
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	為 国 泰 朗
総務課長	岩 間 賢 一 郎
政策調整課長	三 橋 真 樹
税務課長	齊 藤 史 憲

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	東 正 人
指導参事	堤 雅 宏
教育委員会技監	徳 永 敏 宏

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	川 端 幸 人
-------------	---------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	板 垣 喬 博
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長                    野   田                    勉

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事            務            局            長                    為   国            修   一

事            務            局            次            長                    安   武            浩   美

事            務            局            係            長                    野   荒            邦   広

事            務            局            係            長                    佐   々            木            健   児

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 多比良和伸君 ただいまから令和6年第2回砂川市議会臨時会を開会します。

◎開議宣告

○議長 多比良和伸君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 多比良和伸君 日程第1、会議録署名議員指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、辻勲議員及び水島美喜子議員を指名します。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 多比良和伸君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、4月12日の1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定しました。

◎日程第3 報告第1号 専決処分の報告について

○議長 多比良和伸君 日程第3、報告第1号 専決処分の報告についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 報告第1号 専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりこれを報告するものであります。

内容につきましては、自動車事故に係る損害賠償金の額の決定についてであります。

裏面を御覧いただきたいと存じます。専決処分であります。が、公用車による自動車事故に係る損害賠償金の額を下記のとおり決定するものであります。

事故発生年月日は、令和6年2月28日水曜日午後4時10分頃であります。

事故発生場所は、砂川市西7条北2丁目1番1号、砂川市役所駐車場内であります。

相手方住所、氏名、相手方物件、当市運転手は、記載のとおりであります。

当市車両名は、スズキワゴンR、札幌580と3468であります。

事故の概要は、当市車両が市役所駐車場内を走行中、駐車場出入口からの直進車両に気づき、停止しようとしたが、路面凍結により止まり切れず、当市公用車のフロント部分と相手方車両の運転席側ドアが接触した事故であります。

過失割合は当市車両が50%、相手車両が50%で、賠償金は16万5,550円であり、専決処分日は令和6年3月21日であります。

賠償金につきましては、全額の16万5,550円が加入している北海道自動車共済協同組合の保険が適用されるものであります。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高田浩子議員。

○高田浩子議員（登壇） 皆さん、おはようございます。それでは、報告第1号 専決処分の報告について総括質疑をさせていただきます。

まず、1回目の質問といたしまして公用車の事故に係る専決処分の報告の頻度が高いように感じております。私が知っているだけでも毎年1件ないし数件あるのではないのでしょうか。そこで、過去5年間で何件発生しているのかについて伺いたいと思います。

以上をもちまして1回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君（登壇） 過去5年間における公用車による事故の発生状況についてということでございます。事故に係る損害賠償金が発生した件数により申し上げたいと思いますが、令和5年度が1件、令和4年度が1件、令和3年度が3件、令和2年度は事故の発生はございません。令和元年度が1件であり、過去5年間の合計は6件となっているところでございます。

なお、直近の令和5年度に発生した1件につきましては、当市のロータリー除雪車が草刈り作業中に誤ってJR踏切の遮断桿を破損した事故でありまして、令和4年度以前の5件につきましては、相手方との過失割合や事故の状況は異なりますけれども、全て当市職員が公用車を運転していた際に発生した物損事故でございます。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

ただいま総務部長から話がありました。令和5年度が1件、令和4年度が1件、令和3年度が3件、令和2年度がゼロ件、令和元年度が1件というところで、やはり1件ないし数件の発生率があるようです。そこで、事故の発生の防止に向けた取組について、公用車による事故発生を防ぐためにどのような取組を行っているかを伺いたいと思います。

以上、2回目の質問とさせていただきます。

○議長 多比良和伸君 総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 公用車の事故発生防止に向けた取組についてということでございますけれども、職員に対しましてはかねてから機会あるごとに公私を問わず交通関係法令の遵守や交通事故防止等について周知徹底を図ってきているところでございます。毎年春と秋の全国交通安全運動期間に合わせまして庁内LANにより全職員に対しまして安全運転の重要性について重点的に周知をしているほか、11月下旬には冬型の交通事故が増加する時期に備えまして運転免許証を所有する全職員を対象に滝川警察署より講師を招いて冬の交通安全講習会を実施しているところでございます。また、運転技術が未熟な新入職員に対しましては、総務課において毎年公用車の運転技術指導、運転支援といったものも実施しているところであります。

さらに、北海道交通安全協会等が無事故、無違反と安全運転意識の高揚を図るため毎年7月から10月にかけて実施しておりますチャレンジセーフティーラリー北海道には、事業所として課、係単位での積極的な参加を行うなどの取組も行っているところでございます。

このほか平成29年より市の公用車の全車両にドライブレコーダーを設置しておりますので、事故発生時の原因究明のほか、より丁寧で慎重な運転を心がけるといふ運転マナーの向上、こういった醸成にも取り組んでいるところでございます。

今後につきましても、市職員は公私を問わず常に交通関連法令を遵守して、細心の注意を払って安全運転に徹することが重要だと考えておりますので、市民の模範となることを目指しまして市を挙げて職員の交通事故の発生防止にこれからも取り組んでいきたいと考えているところであります。

○議長 多比良和伸君 高田浩子議員。

○高田浩子議員 ただいまの説明の中で様々なことを行っているということが分かりました。特にその中で新人の方において技術指導も行っているというお話がありました。特に最近では免許を持っていても車を持っていない、通勤に利用しなければほとんど乗ることがない、そして免許を取って3年間ぐらいは幾ら気をつけていても事故になってしまうケースがたくさんあるのが現状です。そこで、公用車につきましては例えば車を所有していて通勤に利用していて3年以上の方に限る等、配慮をしていく必要もあるのではないかと思います。

庁舎前に交通安全の垂れ幕がございしますが、私も含めいま一度交通安全について考え、日々職員全員が、そしてお一人お一人が考え、日々注意して事故のない砂川市になるよう取り組んでまいりましょう。

以上です。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号を終わります。

◎日程第4 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長 多比良和伸君 日程第4、議案第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年度砂川市一般会計補正予算について専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

専決処分の年月日は、令和6年3月22日であります。

専決処分の理由であります。令和5年度一般会計補正予算について、生活保護費において想定を超える医療費の支出があったため、予算費目に不足が生じ、執行できない状況であることから、令和5年度同会計予算の補正について特に緊急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、当該予算を専決処分により補正をいたしましたので、承認を求めるとあります。

次のページをお開きいただきたいと存じます。今回の補正は、第10号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,888万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ156億5,364万5,000円とするものであります。

それでは、歳出からご説明をいたしますが、説明の欄の頭に付してある1つ丸は継続事業であります。12ページをお開きいただきたいと存じます。2款総務費、1項5目財産管理費で1つ丸、財産管理に要する経費の財政調整基金積立金481万1,000円の減額は、財源調整のためのものであります。

次に、14ページ、3款民生費、3項2目扶助費で1つ丸、生活保護費のうち医療扶助2,369万9,000円の補正は、生活保護世帯員が通院、入院、調剤などの医療サービスを受けた際に要する医療費10割負担分である医療扶助について、3月補正予算編成時の想定を超える実績となったことによるものであります。医療扶助の仕組みとして、生活保護世帯員が医療サービスを受けた際には各医療機関は社会保険診療報酬支払基金に請求事務を委託しているため、医療サービスを受けた2か月後に支払基金から各自治体へ請求書が送付され、請求月内に支払う仕組みとなっており、令和6年3月に請求を受けた令和6年1月分の医療費については高額な手術、処置を受けたケースが複数あるとともに、

入院件数も例月より増加したことから、想定を大幅に超える高額な請求額となり、予算費目に不足が生じたものであります。

以上が歳出でありまして、歳入につきましては5ページ、総括でご説明をいたします。15款国庫支出金で1,777万4,000円の補正は、民生費、国庫負担金、医療扶助費等負担金であります。

次に、16款道支出金で111万4,000円の補正は、民生費道負担金、生活保護費負担金であります。

以上が歳入であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第3号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決します。

本案を、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第5 議案第2号 財産の取得について

○議長 多比良和伸君 日程第5、議案第2号 財産の取得についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 板垣喬博君 (登壇) 議案第2号 財産の取得についてご説明申し上げます。

提案の理由は、職員の情報系パソコンが更新時期を迎えたため、情報系パソコン機器一式を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、予定価格2,000万円以上の財産の取得に該当することから、議会の議決を求めるものであります。

1、財産の種類は、情報系パソコン機器一式であります。

2、設置場所は、市役所庁舎内外であります。

3、取得価格は、4,243万8,000円であります。

4、取得の相手方は、砂川市西1条南10丁目2番1号、株式会社オオヤマ代表取締役、大山知行氏であります。

なお、3ページには議案第2号参考資料といたしまして取得する情報系パソコン機器、ノート型パソコン203台、27インチモニター33台、24インチモニター116台の概要を添付しておりますので、ご高覧をいただき、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長 多比良和伸君 日程第6、議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 議案第1号 砂川市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

改正の理由は、地方税法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次ページをお開き願います。砂川市税条例の一部を改正する条例であります。改正の主な内容につきましては13ページ、議案第1号附属説明資料ナンバー1によりご説明申し上げます。なお、附属説明資料ナンバー1、市税条例の改正要旨の表の構成につきましては、左から改正条項、改正項目、改正の内容、適用年月日となっております。

第51条第2項、第3項は、市民税の減免の定めであり、職権による減免を可能とする規定の追加及び条文整理であります。

第56条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

第72条第2項、第3項は固定資産税の減免の定め、第130条の10の3第2項、第3項は特別土地保有税の減免の定めであり、第51条と同様に職権による減免を可能とする規定の追加及び条文整理であります。

第143条第3項は、国民健康保険税の課税額の定めであり、後期高齢者支援金等課税額の限度額について22万円を24万円にする改正であります。

第159条第1項は、国民健康保険税の減額の定めであり、減額後の後期高齢者医療支援金等課税額の限度額を第143条第3項の改正と同様にする改正並びに5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得における被保険者数に乘じるべき金額について、それぞれ29万円を29万5,000円に、53万5,000円を54万5,000円にする改正であります。

課税限度額の改正、軽減措置の拡充による具体的な影響につきましては、附属説明資料ナンバー2以降でご説明申し上げます。19ページ、附属説明資料ナンバー2を御覧願います。国民健康保険税、医療給付費の課税額比較表であります。改正部分は、表の中段、軽減額の欄、5割軽減、2割軽減の網かけ部分であります。一番右の増減の欄でご説明いたします。5割軽減は現行413世帯が改正後416世帯となり3世帯の増、2割軽減は現行232世帯が改正後235世帯となり3世帯の増、5割軽減と2割軽減を合わせ6世帯の増となり、軽減の拡充による影響額は、軽減額が7万5,000円の増となることから、年税額で7万5,000円の減、収入見込額で7万2,000円の減となります。

次ページ、附属説明資料ナンバー3を御覧願います。同じく後期高齢者支援金の課税額比較表であります。改正部分は、5割軽減と2割軽減、限度額の改正であります。一番右の増減の欄でご説明いたします。5割軽減、2割軽減合わせた影響する対象世帯は、医療給付費と同じ6世帯です。軽減の拡充による影響額は、軽減額が2万3,000円の増となります。限度額については、現行22世帯、限度額22万円が改正後は19世帯で3世帯の減、限度額24万円となり、限度額が引き上げられることから、現行限度額を超過していた額が39万円の減となります。軽減の拡充と限度額の引上げによる影響額は、年税額では36万7,000円の増、収入見込額で35万円の増となります。

次ページ、附属説明資料ナンバー4を御覧願います。同じく介護納付金の課税額比較表であります。改正部分は、5割軽減と2割軽減であります。一番右の増減の欄でご説明いたします。5割軽減と2割軽減合わせた影響は5世帯の増、軽減の拡充による影響額は、軽減額が1万6,000円の増となることから、年税額、収入見込額ともに1万6,000円の減となります。

医療給付費、後期高齢者支援金、介護納付金を併せた国民健康保険税全体の影響は、軽減の拡充で11万4,000円の減、限度額引上げで39万円の増、合計で27万6,0

00円の増と見込んでおります。

次ページ、附属説明資料ナンバー5を御覧願います。給与収入の2人世帯で介護納付金がない場合の所得段階別比較表であります。表の上段の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄には今回の改正で引上げとなる後期高齢者支援分の限度額引上げ分2万円を記載しております。表の一番左の所得段階区分で所得が102万円の世帯が現行2割軽減から改正後は5割軽減の対象となり、所得が150万2,000円、151万8,800円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が720万円以上の世帯では限度額の引上げにより税額が増となります。一番右の備考欄には限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、後期高齢者支援分の限度額の引上げにより、給与収入で910万3,334円を超える世帯から影響が生じ、給与収入977万円を超えると一律2万円の増額となるものであります。

次ページ、附属説明資料ナンバー6を御覧願います。給与収入の2人世帯で介護納付金がある場合の所得段階別比較表であります。表の上段の欄に税率等の比較を記載しており、一番右の欄には今回の改正では介護分の限度額改正がなかったことから、前ページと同様に後期高齢者支援分の限度額引上げ分2万円を記載しております。表の一番左の所得段階区分で所得が102万円の世帯が2割軽減から5割軽減の対象となり、所得が150万2,000円、151万8,800円の世帯が軽減なしから2割軽減の対象となるため税額が減となり、所得が720万円以上の世帯では限度額の引上げにより税額が増となります。一番右の備考欄には限度額を引き上げることにより影響が生じる所得段階を記載しておりますが、内容は附属説明資料ナンバー5と同様であります。

今回の改正では医療給付費と介護納付金の限度額改正がなかったことから、後期高齢者支援分2万円のみ引上げとなり、国民健康保険税の限度額は現行104万円から改正後は106万円となります。

国民健康保険税における軽減措置の拡充、限度額の引上げによる影響等の説明は以上であります。

13ページにお戻り願います。附則第4条の2は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の定めであり、条文整理による条の削除であります。

附則第5条の2は、令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例の定めであり、能登半島地震災害により住宅や家財等の資産について生じた損失の金額を個人市民税の雑損控除の適用対象とすることができる特例の条を追加するものであります。

附則第6条は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第7条の5から附則第7条の8までは、個人市民税の特別税額控除、いわゆる定額減税に関する定めであります。

定額減税に係る部分につきましては、経緯を含めてご説明いたします。デフレ完全脱却

のため、総合経済対策において賃金の上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、一時的な措置として国民の可処分所得を下支えする所得税及び個人住民税の減税が国の施策として実施されるものであります。個人住民税に係る定額減税の具体的な内容につきましては、初めに附則第7条の5に関連する部分であります。前年の合計所得が1,805万円以下、給与収入で2,000万円以下である所得割の納税義務者の所得割額から控除するもので、納税義務者本人及び控除対象配偶者、扶養親族1人につき1万円が減税されるものであります。

次に、定額減税の具体的な実施方法につきましては、附則第7条の6、附則第7条の7に関連する部分であります。不動産取得者や事業所得者等の普通徴収の方につきましては定額減税前の年税額を基に算出した第1期分の税額から控除し、第1期分から控除し切れない場合には第2期分以降の税額から順次控除するものであります。給与所得に係る特別徴収の方につきましては、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の年税額を令和6年7月分から令和7年5月分までの11か月でならした税額として毎月徴収するものであります。公的年金等の所得に係る特別徴収の方につきましては、定額減税前の年税額を基に算出した令和6年10月分の特別徴収税額から控除し、控除し切れない場合は令和6年12月分以降の特別徴収税額から準備控除するものであります。また、令和6年度分の個人住民税において初めて公的年金等に係る所得から控除される方は、令和6年6月分及び令和6年8月分は普通徴収による控除を実施し、控除し切れない場合は令和6年10月分以降の特別徴収税額から順次控除するものであります。

次に、附則第7条の8に関連する部分であります。納税義務者本人の合計所得額が1,000万円を超え、かつ配偶者の合計所得額が48万円以下の控除対象配偶者以外の同一生計配偶者を有する場合につきましては、令和6年度分の個人住民税において全ての対象者を把握し、定額減税を行うことが困難であることから、令和6年分の源泉徴収票、給与支払い報告書等に当該情報を記載し、活用することにより、当該配偶者に係る令和7年度分の個人住民税から減税されるものであります。

なお、定額減税により生じた減収額につきましては、地方特例交付金により全額国費で補填されることから、市の歳入に対する実質的な影響はないものであります。

定額減税の経緯等の説明は以上であります。

附則第8条第2項、第3項は、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例の定めであり、特別税額控除額の算定に用いる所得割の額について、当該規定の適用後のものとなるよう読替規定の追加及び条の追加に伴う条文整理であります。

附則第10条の2第8項から第15項まで及び第16項から第21項までは、法附則第15条の第2項第1号等の条例で定める割合の定めであり、項の削除、地域決定型地方税制特例措置に係る固定資産税の課税標準の特例割合を定める項の追加及び項の移動並びに引用条項の変更であります。

附則第10条の3第3項から第11項までは、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告の定めであり、引用条項の変更並びに認定長期優良住宅に係る特例の項の追加及び項の移動であります。

附則第11条は、土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義の定めであり、土地に課する固定資産税の特例の適用期限を延長する改正であります。

附則第11条の2は、令和4年度または令和5年度における土地の価格の特例の定めであり、土地の価格の特例の適用年度の改正であります。

附則第12条は、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、宅地等に課する固定資産税の特例の適用年度の改正及び条文整理であります。

附則第13条は、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例の定めであり、農地に課する固定資産税の特例の適用年度の改正及び条文整理であります。

附則第15条第1項、第2項は、特別土地保有税の課税の特例の定めであり、特別土地保有税の課税の特例の適用年度及び適用期限の改正であります。

附則第16条の3から附則第20条の4までは、定額減税の実施に伴い、特別税額控除の対象となる所得割の額について読替規定を追加することにより対象となる所得割の額を含めることとするものであり、上場株式等の配当所得の分離課税分、土地等の譲渡等に係る事業所得等の分離課税分、長期譲渡所得の分離課税分、短期譲渡所得の分離課税分、一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税分、先物取引に係る雑所得等の分離課税分、特例適用利子等及び配当等、条約適用利子等及び配当等に係る個人市民税の所得割の額を含める読替規定を追加するものであります。

附則第21条の2は、都市計画税の法附則第15条第32項の条例で定める割合の定めであり、引用条項の削除に伴う条の削除であります。

附則第21条の3は、都市計画税の法附則第15条第33項の条例で定める割合の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び条の削除に伴う条の移動であります。

附則第21条の4は、都市計画税の法附則第15条第38項の条例で定める割合の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理及び条の削除に伴う条の移動並びに地域決定型地方税制特例措置に係る都市計画税の課税標準の特例割合を定める条の追加であります。

附則第21条の5は、都市計画税の法附則第15条第43項の条例で定める割合の定めであり、引用条項の変更に伴う条文整理であります。

附則第21条の7から附則第21条の11までは、宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、宅地、商業地等に課する都市計画税の特例の適用年度の改正及び条文整理であります。

附則第22条、第23条は、農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例の定めであり、農地に課する都市計画税の特例の適用年度の改正及び条文整理であります。

12ページにお戻り願います。改正附則についてであります。第1条は、施行期日等であり、この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものであります。ただし、第1号に定める第56条の改正規定は令和7年4月1日から、第2号に定める附則第4条の2を削る改正規定は公益信託に関する法律の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行するものであります。

第2条は、固定資産税に関する経過措置であり、別段の定めがあるものを除き令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものであります。

第3条は、都市計画税に関する経過措置であり、別段の定めがあるものを除き令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例によるものであります。

第4条は、国民健康保険税に関する経過措置であり、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものであります。

以上が地方税法の改正による砂川市税条例の一部を改正する条例の改正内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 多比良和伸君 以上で提案説明を終わります。

これより議案第1号の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第1号、市税条例の一部改正について質疑を行いたいと思うのですがけれども、先ほどの提案説明でも附則第7条の5からは定額減税のことというお話だったのですけれども、なかなかこの市税条例を読んでいても難しく、定額減税そのもの、たしか納税者本人と扶養家族を対象に1人4万円ということだったと思うのですがけれども、1つ目は確認としてなのではすけれども、今回提案されている市税条例に関しての分は住民税分の1万円ということに関してのみ、条文として出ているのかどうか、これは確認をさせていただきたい点です。

2点目としては、実際市内にどれくらいの方がいらっしゃるか分からないのですがけれども、今回1人4万円という減税ということになると、例えば夫婦2人、そして子供3人という家庭だと20万円が減税されるということになると思うのですがけれども、そこで例えば減税額よりもご本人の税額が少ない場合、つまり減税をし切れない場合はどうなるのかをお伺いしたいです。

最後に、条例を見ていてもなかなか分かりづらいことで、先ほどの提案説明でいくと個人事業主だったり、あるいは給与所得の方と、それから年金の方と分かれているように理解をしているのですけれども、今後市民周知をしっかりとってほしいと思うのですけれども、その辺についてお伺いをして終わりたいと思います。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 (登壇) 3点ほど質疑がありましたので、ご答弁申し上げます。

まず、今回の市税条例の改正について規定されているものは住民税だけかということですが、市税条例ですので、今回の改正部分に載っているのは個人住民税の部分になります。

また、若干今回の定額減税の制度について補足いたしますと、定額減税の制度の内容につきましても、令和6年度分の所得税及び令和6年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族1人につき所得税から3万円、個人住民税所得割額から1万円の計4万円の減税が行われるものであります。

なお、今回提案している市税条例の改正については、その全体のうち個人住民税に関わるもので、地方税法に規定されているもの以外を規定しているものであります。

2点目の定額減税可能額に達しない場合の取扱いということでございますが、定額減税の実施方法については所得の種類や徴収の方法によって異なります。一例として、給与所得者の場合、個人住民税では先ほどの提案でも申し上げましたとおり令和6年6月分の特別徴収は行わず、7月から翌年5月までの間において定額減税後の年税額を11か月でならして毎月徴収されます。所得税では6月1日以降の最初に支払いを受ける給与等の源泉徴収税額から定額減税額が控除されて、6月分の給与等で控除し切れない分については翌月以降順次控除されていくものであります。

なお、納税義務者本人と配偶者を含む扶養親族の数から算定される定額減税の可能額が定額減税を行う前の所得税額、個人住民税所得割額を上回って定額減税し切れないと見込まれる場合には、その差額を給付金として支給する旨国から示されているところであります。

最後に、今回の定額減税の市民周知ということですが、この市税条例の改正の議決をいただいた後に速やかにホームページ、広報等でできるだけ分かりやすく周知するように努める考えであります。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 少し分からないところが減税をし切れない場合、つまり減税額より自分が納めるべく税額のほうが少ない場合は、今の答弁でいくと給付になるということでしたよね。この場合は市民税だけの分がそうなるのかどうなのかなのですけれども、つまり1万円分が減税し切れない場合のみのことなのか、つまり本当は4万円減税されるの

だけれども、今回の市税条例では1万円分だけですよという話だったのですけれども、減額をし切れない場合のときはどうなるのだろう、つまり市民税分だけが給付されるのかどうなのかと疑問なのですけれども、その辺はどうなのでしょう。まず、ここで2回目をお伺いします。

○議長 多比良和伸君 市民部長。

○市民部長 堀田一茂君 定額減税し切れない分につきましては、個人住民税と所得税、両方その差額は給付されることになっております。

○議長 多比良和伸君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 つまり減税をし切れない場合は国の3万円の部分と、市の1万円の部分、合わせて4万円の給付になるとおっしゃったのですか、今。それとは違うのかな。住民税と市民税とを給付するようなお話が今あったように思うのですけれども、違いますか。これもう一回、そこで聞いてしまうともう終わるのだと思って。何を今疑問に感じているかという、最初に確認したのが市民税の1万円分だけのことが今回の税条例の改正で行われると。ただ、もし減税をし切れない場合は、少し調べた限りなのです。つまり国の所得税の分も、それから市民税分の、だから具体的に言えば3万円と1万円が引き切れなかった場合は市が給付をするという仕組みになっているようなのです。それはそれでいいですか。ちょっとうなずいて。いいのね。

だから、何かおかしいと思うのです、単純に。もしもそうなっていったときに、この税条例だけでいけば、つまり3万円の分というのは市に幾ら聞いても分かりませんという話になるわけでしょう。例えば税務署、国に聞いてくださいという話になるわけだけれども、今2点目に質疑をした減税し切れない場合のときはそれを市が全部引き受けるという話ですよね。だから、何で最初からそうしてくれなかったのだろうと思うところなのですけれども、これは国の制度だから仕方がないと言ってしまえば仕方がないということなのでしょう。そこをまずお伺いすると、先ほどの減税をし切れない場合、今度は市がやっていくわけですが、その人たちに対しては。その場合の今後の手順というか、どうなっていくのだろうとまずお伺いするのです。というのは、まず減税をできる方々はまず5月の段階でお知らせが入るわけですが、でも、そんなに税金を納めていない方々にとってみると、私の減税はどこで始まるのだろうというのが全く分からない状態なのだろうと思うのです。そこら辺のところは今後税金を納めていただいている市民の全体の方々にどういう流れで行き渡っていくのかというのを最後にお伺いをします。

○議長 多比良和伸君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 ただいま引き切れない場合のその差額についてのご質疑でございまして、市民部長から給付金ということでご答弁申し上げてございますが、給付金そのものは保健福祉部で所管する予定と考えてございますので、私から若干ご答弁申し上げたいと存じますが、今回の引き切れない方に対して、それは調整給付という形の給付金

になる想定でございます。ご質疑の中で所得税の分は市は分からないのではということでございますが、これに関しましては市が持ち得る住民税に関しての令和6年度の住民税の課税に関して令和5年分の所得ですとか、扶養されたご家族の人数ですとか、そういった課税資料に基づいて、所得税であれば幾らと計算されるのか、住民税であれば幾らと計算されるのか、それに対して扶養と想定される人数を含めた定額減税額の比較を内部で計算いたしまして、そこで定額減税の中の調整給付に相当されるであろう方をリストアップした中で、その方に対してはまた令和5年度の例えば住民税非課税または均等割のみ課税の給付金を受け取られた方は対象外となるといったこともございますので、そういったことも含めた中でリストを精査した上で夏以降に給付についてのお知らせをしていくということを現在想定しているところでございます。

○議長 多比良和伸君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎閉会宣告

○議長 多比良和伸君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和6年第2回砂川市議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時54分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和6年4月12日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員